

裏面白紙

二八六
八月十七

立案明治 聖平八月十七日

決裁明治 年月日

爵位頭 知

倉橋泰三郎



大臣

秘書課長

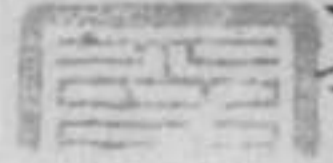
勤務秘書官



次官

正四位勲四等藤崎五郎特旨
叙位ノ件

明治三十三年



宮内省

立案 明治三十八年八月廿日
決裁 明治三十八年八月廿日

爵位察當直

當番書記官久敏

案

正四位勳四等藤崎五郎

特旨ヲ以テ位一級被進

正四位勳四等藤崎五郎

敘從三位

宮内省

右ノ通本日 宣下相成候條此旨及傳達候
位記並辭令ハ明日可及回送候也

明治四十三年八月十六日

爵位頭候齋久我通久

内務大臣法學博士齋平田東助殿

内務
大臣
印



正四位勲四等篠崎五郎

特旨ヲ以テ位一級被進

正四位勲四等篠崎五郎

叙從三位

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治四十二年八月十六日

内

閣

内閣總理大臣侯爵桂太郎

めくれず

百十の裁可

明治四十二年八月十六日

内閣書記官長

内閣總理大臣

不

内閣書記官長

正四位勲四等篠崎五郎ハ戊辰ノ役奥羽鎮撫使ヲ護衛トシテ薩軍ニ従ヒ奥羽ニ出張開戦後羽州各地ニ轉戦シ且ツ傳令使トシテ軍務ニ執事トシテ其功勞顯著ナリ後テ明治五年警視ニ任セラレ檢事鎮其堂ニ等大尉等ニ轉任シ其堂灣出

張中各地ノ戦闘ニ從ヒ同八年更ニ宮崎縣
十三等出仕トシ累進シテ新潟縣知事島
根縣知事ニ任シ廿六年依願本官ヲ免セラル
同三十一年再ヒ愛媛縣知事ニ任セラル在
職一年依願本官ヲ免セラル官ニ在ルコト
前後二十餘年其間切替妙カラズ候處
目下病氣危篤ノ趣ニ付前切ヲ録セラル
此際特旨ヲ以テ任一級進メラル然ルハシ

從三位 正四位勳四等篠崎五郎

右、明治五年警視に任せられ、後檢事に轉じ、同七年鎮臺二等大尉に以て臺灣に出張各地の戦闘に從じ功績あり、同八年宮崎縣十三等出仕に任じ、累進新瀉縣知事となり、後島根縣知事に轉じ、廿六年依願本官に免せられ、此際在職中の功に依り、特、正四位に叙せられ、後三十一年愛媛縣知事に任せられ、在職一年依

内務省

願本官に免せられ、官に在るに前後二十有餘年、其間功績の見るべきもの多かり、然るに過般來病氣に罹り、目下危篤の處多年、勤勞没スヘカラスモノアリト認ムルに依り、此際特、頭書に通叙位せられ、度謹に奏ス

明治四十二年八月十六日

内務大臣法學博士男爵平田東助



旧薩藩

篠崎五郎

右、戊申、役參謀太山格之介、
指揮、依り薩兵隊長トシテ
長洲藩兵ト共ニ羽前羽後、間ニ
轉戦シ特ニ清川方面、戦闘ニ於テ
苦戦シ其功勞アリシヲ証明ス

子爵高嶋鞆之助

